

下関市

下環政第111号

令和3年(2021年)1月25日

国土交通省中国地方整備局長様
国土交通省九州地方整備局長様
山 口 県 知 事 様
福 岡 県 知 事 様
北 九 州 市 長 様
下 関 市 長 様

下関市長 前田 晋太郎



下関北九州道路に係る計画段階環境配慮書に対する市長意見について

このことについて、環境影響評価法第3条の7第1項及び道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第14条第2項の規定に基づき、環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

別紙

1 全般について

- (1) 本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）においては、3つのルート案が示されているが、詳細な事業計画については記載されていないため、最も環境負荷が小さいルートを選定するよう配慮し、また、供用後の取付道路及び周辺道路の渋滞等への影響並びに工事による海洋への影響を考慮の上、環境への影響を回避又は十分に低減するよう、工事計画等を検討すること。
- また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の手続きにおいては、供用後に事業実施想定区域及びその周囲を走行する自動車からの温室効果ガス排出による環境への影響の評価の要否についても検討すること。
- (2) 方法書以降の手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ること。

2 動物・植物・生態系について

- (1) 配慮書においては、海域に生息する動物についての影響を評価対象としているため、方法書以降の手続きにおいては、漁業等への影響も考慮の上、海域に生息する動物及び生育する植物についての影響を調査、予測及び評価すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周囲の動物の生息地の保全について、動物の生態を考慮の上、措置を検討すること。
- (3) 動物及び植物の生息地等が消失することへの影響については、生態系のつながりの観点から、その生息地等が消失することで他の生態系にどのような影響が及ぶのかについても考慮の上、調査、予測及び評価すること。

3 景観について

- (1) 配慮書においては、主要な景観資源及び眺望点が記載されているが、下関側からの関門海峡・響灘への眺めが、日常的な風景の構成要素の一部となっている場所があり、本事業はこのような生活景に大きな影響を与える可能性があるため、可能な限り生活景への影響を回避及び低減すること。